

＜ 一般細菌検査に関するお知らせ ＞

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、診療報酬改定に伴い、検査内容（大腸菌血清型別）の算定解釈が変更となりましたので、新たな検査フローをご案内申し上げます。

誠に勝手ではございますが、弊社事情をご賢察のうえ、ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

記

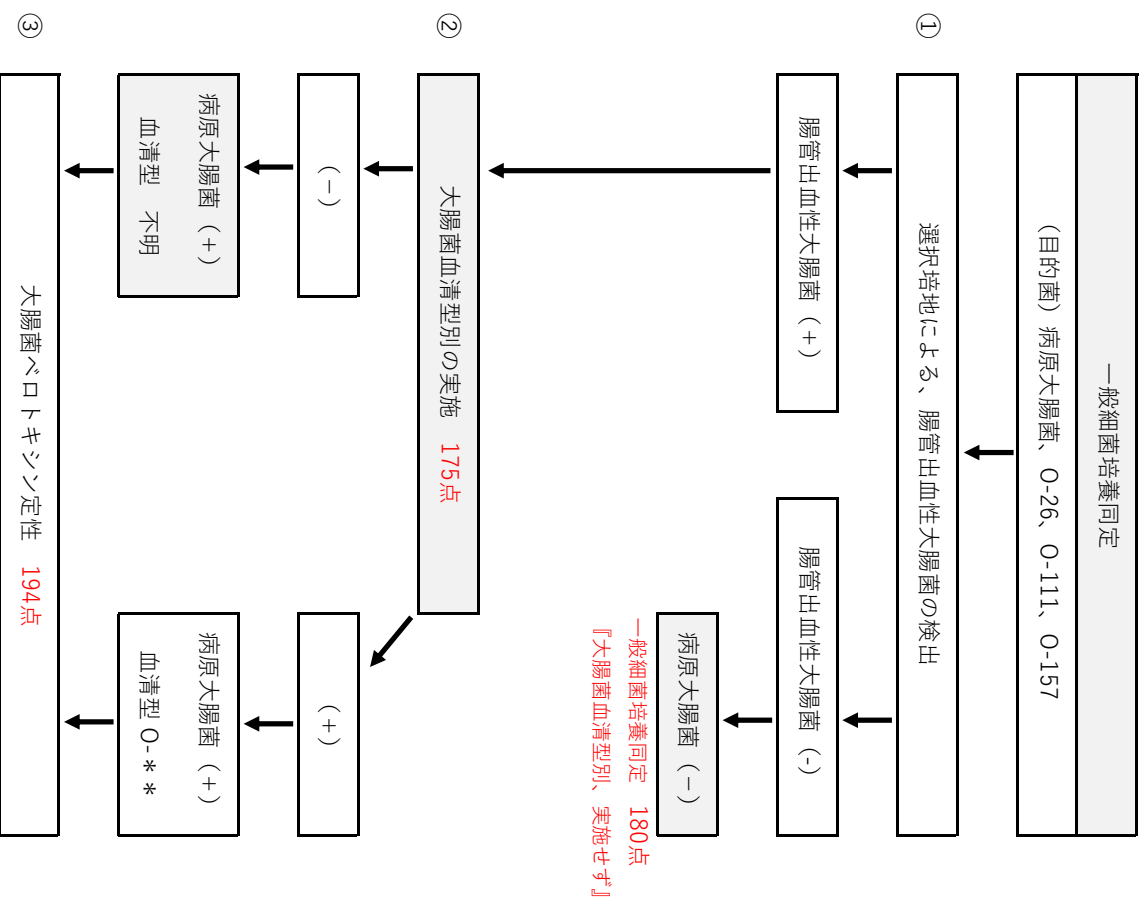
＜実施日＞

2020年 6月 1日（月）受付分より

＜変更内容＞

項目名	感染症免疫学的検査（新）	感染症免疫学的検査（旧）
一般細菌培養同定	（目的菌）病原大腸菌、O-157、O-111、O-26	同左
便セット	病原大腸菌、O-157 を含むセット	
実施料	175 点	180 点
判断料	免疫学的検査判断料 144 点	同左
診療報酬区分	D012-33 大腸菌血清型別 関連診療報酬区分（D018 細菌培養同定検査、D023-2「3」大腸菌ベロトキシン定性）	同左
保険注釈	細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、 大腸菌ベロトキシン定性により毒素が確認又は腸管出血性大腸菌用の選択培地に菌の発育が確認 され、並びに血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種数に関わらず算定する。	細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種数に関わらず算定する。

【病原大腸菌検出関連の検査フロー】



① 選択培地により、腸管出血性大腸菌 (-) と判定されると大腸菌血清型別は実施されません。
コメント欄に『大腸菌血清型別、実施せず』と報告いたします。

※ 一般細菌培養同定 (180点) として算定されます。
大腸菌血清型別では算定できませんのでご注意ください。

② 選択培地により、腸管出血性大腸菌 (+) と判定されると大腸菌血清型別を実施いたします。

※ 大腸菌血清型別 (175点) として算定されます。
大腸菌血清型別を実施した場合は一般細菌培養同定の算定はできません。

※ 腸管出血性大腸菌、陽性 (+) となった場合、目的菌に『病原大腸菌』を追加して報告させて頂く場合がございます。

③ 大腸菌が確認された場合、必要に応じてペロトキシン定性 (194点) を実施いたします。